三十九第三十一項」を「第三十九条の三十九第三十三項」に、「第三十九条の三十九第三十項第七号（同条第三十四項」を「第三十九条の三十九第三十二項第七号（同条第三十六項」に、「読み替えられた第三十九条の三十九第三十項第七号」を「読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第七号」に、「第三十九条の三十九第三十四項」を「第三十九条の三十九第三十六項」に改め、同条第五項中「前条第二十五項」を「前条第二十七項」に改める。

第二十七条の五第四項中「。第六項第一号において同じ」を削り、同条第五項中「第四十二条の五第一項第二号イに掲げる減価償却資産に係る同号」を「第四十二条の五第一項第二号」に、「、石油」を「、化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「及び石炭等（石炭、コークス、ガス（その原料に占める石油の割合が百分の八十を超えるものを除く。）」を削り、「次項第二号において同じ。）をいう。以下この項及び次項第一号」を「以下この項」に、「その他石油」を「その他化石燃料」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第十項第一号イ」を「第九項第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号イ中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二十七条の六第九項の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改める。

第二十七条の七の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「機械及び装置並びに器具及び備品で」を削り、「あつては、一台」を「あつては一台」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第四十二条の七第一項に規定する政令で定める金額は、七十万円とする。

第二十七条の七第四項中「とし、同号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第四条第二項の同意（同条第六項の変更の同意を含む。）を得た同条第一項に規定する外客来訪促進計画に定められた同項第二号に掲げる宿泊拠点地区の区域内において営まれる国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル業及び同法第十八条第二項に規定する登録旅館業をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第五項中「、法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人については」及び「とし、特定旅館業を営む大規模法人（同号に規定する大規模法人をいう。）については、特定旅館業用指定設備（特定旅館業の基盤の強化に寄与するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品で当該特定旅館業の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第十四項を削り、同条第十三項の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第五号中「第二十条第一項」の下に「（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「児童手当法第二十条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十二条の七第一項第五号」を「第四十二条の七第一項第六号」に改め、「（当該法人が当該法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該法人が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた連結子法人である場合には、法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人以外の連結親法人による連結完全支配関係にあるもの）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の七第一項第五号に規定する政令で定める事業は、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業その他財務省令で定める事業とする。

第二十七条の九第十一項の表第百三十四条の二第二項の項及び第二十七条の十第三項の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改める。

第二十七条の十一を削る。

第二十七条の十二第一項中「第四十二条の十二第一項後段」を「第四十二条の十一第一項後段」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二第一項の」を「第四十二条の十一第一項の」に、「、第四十二条の十第十項及び第四十二条の十一第十項」を「及び第四十二条の十第十項」に、「第四十二条の十二第一項各号」を「第四十二条の十一第一項各号」に、「第四十二条の十二第一項（」を「第四十二条の十一第一項（」に改め、同条を第二十七条の十一とする。

第二十七条の十二第二項中「回収設備その他の財務省令で定める」を「回収の用に供される」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第二十七条の四第三項を削り、同条第二項中「第四十四条第一項の表の第一号の第一欄」を「第四十四条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十四条第一項の表の第一号の第一欄」を「第四十四条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十四条第一項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人とする。

第二十七条の四第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第二十七条の七を次のように改める。

**第二十七条の七**　削除

第二十七条の八を削る。

第二十七条の八の二第一項及び第二項中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の五第一項」に改め、同条を第二十七条の八とする。

第二十七条の九第一項第一号ロ中「第五項第二号に定める」を「次に掲げる」に、「過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定による公示の日から平成二十二年三月三十一日までの」を「次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　第五項第二号イ及びロに掲げる事業　過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定による公示の日から平成二十三年三月三十一日までの期間

(2)　第五項第二号ハに掲げる事業　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間

第二十七条の九第五項第二号中「製造の事業、旅館業及びソフトウエア業」を「次に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　製造の事業

ロ　旅館業

ハ　商品又は役務に関する情報の提供その他の業務に係るものとして財務省令で定める事業

第二十七条の九第七項第一号中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

六　第五項第二号ハに掲げる事業　その用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備（工場用建物等を除く。）

第二十九条の二第三項、第六項及び第七項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中「従業員」の下に「の数」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改め、「短時間労働者（」の下に「以下この項及び」を加え、「を除く。）の総数」を「にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同条第十項中「第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四十六条の二第三項第三号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者